

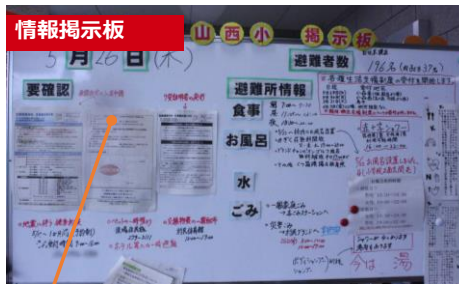
広島県避難所開設・運営訓練手引き
「運営に必要な各種活動の理解」教材

避難所の 情報活動

**避難所での「情報活動」として
どんな情報を避難者に提供したら
よいのでしょうか？**

- 参加者の皆さんに、避難所での「情報活動」でどんな情報を提供すべきのか、問いかけましょう。
- 2～3人ほど、意見を聞いてみましょう。
- なぜその情報を提供すべきか、理由も聞いてみましょう。

※ご存じない人が多いので、知らなくても恥ずかしくないことを伝え、フォローしましょう。



出典：熊本災害デジタルアーカイブ／提供者：西原村

- 安否情報と被害情報
- 近くの病院や医療機関の開業状況
- 福祉避難所の開設状況
- 医療チームや保健師等の巡回状況
- ライフラインなどの復旧状況
- 水・食料など生活物資の供給情報
- 入浴支援の実施状況
- 商業施設や銭湯の開店状況
- 被災者支援や生活再建の案内 など

■具体的な取組み

- 情報収集・整理
- 各種情報やルールの周知・伝達

■対応のポイント

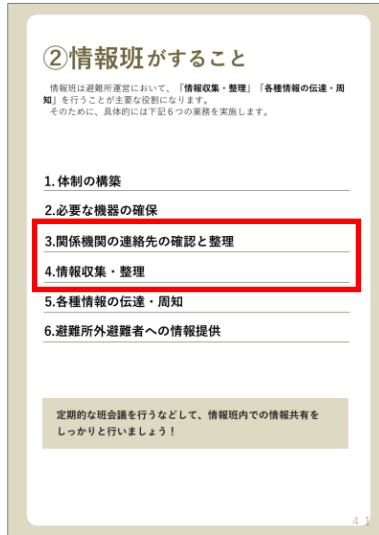
- 情報掲示板の設置、拡声器や館内放送等による**避難者への情報提供**
- **車中泊避難者や在宅避難者にも公平に情報提供**できるように配慮
- 取材対応は必ず市町職員と相談

【説明内容】

- 避難者は、生活をつなぎ、また再建していくために、地域の被災状況や復興状況、あるいは自治体による支援の情報など、さまざまな情報を求めています。
- そこで、そうした情報を収集・整理し、避難者に提供していくことが重要になります。
- また、避難所で共同生活をするにあたって、一定のルールが必要になってきますので、そうしたルールの周知をしていくことも重要になります。
- そこで、収集・整理した情報を、情報掲示板や館内放送などで、お知らせしていくことが重要になる
- 視覚障害者や耳が遠い人なども来ることもありますので、情報提供の仕方は、避難者の特性に応じて、対応することも重要です。
- また避難所は地域の災害対応拠点として、在宅で避難されている人、あるいは車中泊をしている人にも、公平に情報が届くように配慮します。
- そのほか、避難所にマスコミから取材の申し込みなどがあった場合は、市町職員に相談し、対応します。

情報の収集・整理 について

- まず「情報の収集・整理」について説明します。



広島県『避難所開設・運営マニュアル』
(標準版) p44～46

- 3. 関係機関の連絡先の確認と整理
- 4. 情報収集・整理

【説明内容】

- ここでは、広島県『避難所開設・運営マニュアル』（標準版）のp44～46の内容、

- 3. 関係機関の連絡先の確認と整理
- 4. 情報収集・整理

- について、説明します。

■情報収集に必要な機材例



収集・整理する情報例

- 安否情報
- 地域の被害状況
- 医療機関の開業状況
- 福祉施設の受入状況
- 避難所の開設状況
- ライフラインの復旧状況
- 食料・水の配給状況
- 鉄道・道路の復旧状況
- 葬儀・埋葬に関する情報
- 自治体による支援情報

【説明内容】

- 避難所で情報を収集・整理をするにあたって、まずは必要な機器を確保することが必要です。
- 情報収集・整理に必要な機器とは、テレビやラジオ、PC、スマホ等のことをいいます。
- そこで、テレビやラジオでは、ニュース等で情報収集をします。
- また、パソコンやスマホでは、自治体や電力会社、通信会社、医療機関などのHPなどを確認して、情報収集します。
- ただし、電力や電波の状況によっては、使えないことがあるので、何が使えるかをまずは確認することが重要です。
- そのうえで、避難者にとって必要な情報を収集し、整理していくことが必要になります。

※提供する情報サンプルを示す

- さまざまな情報を、A4用紙1枚ぐらいに情報をまとめて、わかりやすくすることが重要です。
- また、情報収集の一環として、市町の災害対策本部や近隣の医療機関、他の避難所、あるいは警察等、避難所運営で関係する機関の連絡先を収集して、整理しておきます。

情報・ルールの周知・伝達 について

- 次に「情報やルールの周知・伝達」の説明をします。

②情報班がすること

情報班は避難所運営において、「情報収集・整理」「各種情報の伝達・周知」を行うことが主要な役割になります。
そのために、具体的には下記5つの業務を実施します。

1. 体制の構築
2. 必要な機器の確保
3. 関係機関の連絡先の確認と整理
4. 情報収集・整理
5. 各種情報の伝達・周知
6. 避難所外避難者への情報提供

定期的な班会議を行うなどして、情報班内での情報共有をしっかりと行いましょう！

広島県『避難所開設・運営マニュアル』
(標準版) p47～49

5. 各種情報の伝達・周知
6. 避難所外避難者への情報提供

【説明内容】

- ここでは、広島県『避難所開設・運営マニュアル』(標準版)のp47～49の内容、

5. 各種情報の伝達・周知
6. 避難所外避難者への情報提供

- について、説明します。

〇〇避難所 情報掲示板

最新情報	市町からの お知らせ	避難所の 生活情報 (風呂、給水車、 病院情報など)	水道、ガス、 電気、交通機 関などの復旧 状況
献立表	伝言板 (避難所利用者が自 由に使用)	避難所の 共通理解 ルール	避難所運営委 員会・運営班 の組織図

掲示板による情報提供イメージ



情報掲示板の設置例
(熊野西防災交流センター)



館内放送による情報提供
(中通地域交流センター)

- わかりやすくするために、情報の内容ごとに整理して掲示することが重要
- 拡声器や館内放送、あるいは個別に伝えるなど、要配慮者への配慮も必要
- 車中泊避難者や在宅避難者が避難所に来た際に、情報を確認するよう伝える

【説明内容】

※「避難所ルール」「手洗いチラシ」「提供する情報サンプル」を示しながら説明します。

- 収集し、整理した情報は、避難者に周知・伝達していく必要があります。
- また、避難所で、避難者が共同生活を送るうえでの、各種生活ルールを周知していく必要もあります。
- そこで、情報掲示板を設置し、収集・整理した情報を、情報の内容ごとに整理して掲示し、避難者が確認しやすくすることが重要です。
- また、情報掲示板を見に行くのが困難な人、視覚に障害のある人など、情報掲示板を利用するのが困難な人もいるので、館内放送や拡声器などの音声による案内や、個別の情報提供（外国人も含む）も行うことが重要です。
- さらに車中泊避難者や在宅避難者など、避難所外で避難生活を余儀なくされている人にも、公平に情報が行き渡るよう、避難所に情報を確認するように、伝えるようにしましょう。
- 動けない人などもあるので、必要に応じて、個別にチラシなどで情報を提供することも重要です。



【質疑応答】

- 市町職員や施設管理者なども含め、応答できる人が説明します。

※マスコミ等からの取材対応は、市町職員が対応します。